

改正 平成 22 年 4 月 1 日 平成 28 年 1 月 19 日
平成 28 年 4 月 1 日 令和 4 年 11 月 30 日
令和 6 年 3 月 20 日

(目的)

第 1 条 東北医科薬科大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準をここに定める。

(定義)

第 2 条 「研究者等」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（学生を含む）をいう。

2 研究には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

3 「不正行為」とは、研究成果の作成及び報告の過程において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことに起因する、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership及びこれらの証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料又は実験材料の隠蔽、破棄及び未整備を含む。）のことをいい、その用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

(3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

(4) 二重投稿 他の学術誌等に既に発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

(5) 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されていないこと

4 前項各号に類する行為についても、この規程にいう不正行為とする。

5 第 3 項に定める不正行為のうち、第 1 号から第 3 号までに定めるものを「特定不正行為」という。

(研究者等の基本的責任)

第 3 条 研究者等は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者等は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者等は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本

学の諸規程等を遵守しなければならない。

(研究者等の態度)

第4条 研究者等は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者等は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者等は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対しては、誠意をもって接しなければならない。

4 研究者等は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。

5 研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者等は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者等が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者等が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者等は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(情報・データ等の管理、保存及び開示)

第8条 研究者等は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

3 研究資料等の保存を義務付ける対象、保存期間、保存方法については、別に定める。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者等が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料(ヒトの試料、動物、微生物等を含む)等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その最終

処理を含めて安全管理に努めなければならない。

(研究成果発表の規準)

第 10 条 研究者等は、研究の成果を広く社会に還元するため、本倫理規準にしたがって公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

2 研究者等は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

3 研究者等は、研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、第 2 条第 3 項に掲げる不正行為は、絶対にしてはならない。

4 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、誤解をさせる表現等はしてはならない。

(研究費の取扱規準)

第 11 条 研究者等は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

2 研究者等は、研究費の使用に当たっては、法令、本学の経理規程、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

3 研究者等は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究成果を誠実かつ、明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第 12 条 研究者等が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者等は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第 13 条 本学は、研究者等の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

2 本学は、この規準の運用を実効あるものにするため、研究者等の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

3 本学は、研究活動上の不正行為に関する苦情、相談等に対応するものとする。

4 本学は、本学が研究者等に交付する研究費及び研究者等が学外から獲得した研究費を適切に管理し、研究費を支出するとき又は支出した後に、当該支出が適正であるかを厳格に確認し、監査するものとする。

5 前 4 項の目的を達成するため、大学運営会議研究倫理委員会を設置する。

6 大学運営会議研究倫理委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第 14 条 この規準に関する事務は、企画部研究支援課が取り扱う。

(改廃)

第 15 条 この規準の改廃は、大学運営会議研究倫理委員会の議を経て、大学運営会議において決定する。

附 則

この規準は、平成 19 年 3 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日)

この規準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 1 月 19 日)

この規準は、平成 28 年 1 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日)

この規準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 11 月 30 日)

この規準は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 20 日)

この規準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。